

ID: 99

担当部署: 福祉課

処分の概要	事業者の登録		
例規名 根拠条項	柴田町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第3条第1項		
例規番号	平成20年規則第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条の規定による。 (事業者の登録)</p> <p>第3条 事業者は、この規則で定めるところにより町長の登録を受けることができる。</p> <p>2 町長は、事業者が法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この項において「指定障害福祉サービス等基準」という。)に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができると認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、当該事業者が指定障害福祉サービス等基準に規定する指定障害福祉サービス事業者に関する基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができると認めるときは、登録しないことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日